

(平成23年11月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成7年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年4月から同年7月まで

平成6年12月30日付で退職し、共済組合から脱退した。7年1月に、国民年金の加入手続のため市役所に出向いた際、市の担当者から、「任意だから、加入してもしなくても、どちらでもいい。」と言われたが、退職共済年金については、減額された年金を受け取ることになっていたため、国民年金は満額受け取ることができるようにと思い、加入した。それ以降、同年8月に第3号被保険者資格を取得するまで、国民年金の加入や国民年金保険料納付を取り消した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録及び申立人が所持する年金手帳の記録によると、申立人は、平成7年1月1日に強制加入により国民年金の被保険者資格を取得、同年4月1日に被保険者資格を喪失後、同年8月30日に第3号被保険者として被保険者資格を再取得しており、申立期間は国民年金の未加入期間となっている。

これについて、A市の国民年金被保険者名簿の年金受給欄をみると、「B共済組合退職共済 H7. 4～」と記載されており、事実、申立人は平成7年4月から退職共済年金を受給していることから、当時、申立人が同年同月に同年金の受給者となり、国民年金の強制加入対象から任意加入対象になったとして、申立期間に係る被保険者資格の喪失処理が行われたものと考えられる（なお、実際には、申立人は平成7年1月の時点で退職共済年金の受給権の発生要件を満たしているため、同年同月の時点で国民年金には任意加入対象であった。オンライン記録は、平成16年9月に、7年1月1日の資格取得に係る被保険者種別が強制加入から任意加入に訂正されている。）。

しかしながら、申立人は、平成7年1月に国民年金の加入手続を行った後、同年8月に第3号被保険者になるまで、国民年金の加入を中断した記憶は無いとしており、国民年金保険料も同年7月まで継続して納付していたとしているところ、市の国民年金被保険者名簿及び申立人の年金手帳をみると、いずれにも、当初、国民年金被保険者資格喪失年月日として「7. 8. 30」と記録したものを、「7. 4. 1」と訂正した形跡が確認できる上、同名簿の備考欄に記載されている申立人の夫の名前及び厚生年金保険記号番号が、上述の申立人の退職共済年金に係る記載と同時に記載されたものであると考えられることから判断すると、申立人の同年4月1日の被保険者資格の喪失処理は、同年8月30日の第3号被保険者への種別変更処理と併せて行われたものであると考えるのが妥当である。

このため、平成7年8月30日の第3号被保険者該当処理が行われるまで、申立期間は国民年金の強制加入期間として取り扱われていたと考えられるところ、オンライン記録によると、当該第3号被保険者該当処理は同年10月17日に行われている上、申立期間が4か月と短期間であることや、申立期間直前の同年1月から同年3月までの国民年金保険料は現年度納付されていることなどを勘案すると、あえて、申立期間について、当時、国民年金の強制加入期間であったにもかかわらず、保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月から42年3月まで

申立期間は会社を退職して学校へ通っていた時期であるが、母親が、私の将来のことを思い、国民年金に加入し、結婚するまで国民年金保険料も納付してくれていた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付している上、申立期間当時、申立人と同居し、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母親についても、申立期間と同期間を含め、60歳に到達する時期まで保険料に未納は無いことから、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日から判断して、昭和41年4月に行われたと考えられ、申立期間の国民年金保険料は、加入手続後、現年度保険料として納付することが可能であるところ、申立期間後の保険料は全て現年度納付されている上、上述のとおり、申立人の母親の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間と同期間についても保険料を納付済みであることなどを勘案すると、あえて申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、資格喪失日（昭和44年12月1日）及び資格取得日（昭和45年1月1日）に係る記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年6月27日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年12月1日から45年1月1日まで
② 昭和48年6月27日から同年10月1日まで

私は、昭和42年4月1日にA社に入社し、61年8月31日に退職するまで一度も休職することなく勤務した。記憶は定かではないが、会社の命で、申立期間①はB国に約2年間、申立期間②はC国に6年間滞在していた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、B国に約2年間滞在し帰国したが、厚生年金保険の被保険者記録では1か月の空白期間があると申立てており、申立人のオンライン記録によると、A社において厚生年金保険の被保険者資格を昭和42年4月1日に取得、44年12月1日に喪失後、45年1月1日に同社において再度被保険者資格を取得しており、申立期間①の被保険者記録が無いことが確認できる。

しかしながら、B国での業務内容及び従業員の数について、申立人の記

憶と同僚の供述は矛盾が無いことから、申立人はA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人と一緒にB国に赴任したとする同僚も、「申立人と一緒にB国で勤務し、同時に帰国した。」と供述している上、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録は継続している。

さらに、D社（A社の人事担当会社）に申立人の厚生年金保険の資格の取扱いについて照会したところ、「海外へ赴任する場合は出向の形をとっており、厚生年金保険は継続したままである。」との供述が得られた。

これらの事実を総合的に判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社における当該期間の前後の社会保険事務所（当時）の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、E健康保険組合から提出された健康保険被保険者台帳、A社に勤務していた複数の同僚（申立人が氏名を挙げた同僚を含む。）の供述及びD社への照会に対する回答から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人は昭和48年6月末にC国に赴任したとしていることから、A社における資格喪失日である同年6月27日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得及び資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は申立人に係る当該期間の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 55 年 10 月から 59 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 55 年 10 月から 59 年 12 月まで

昭和 56 年 12 月に結婚するまでは、父親が、姉や妹と同様に、私の国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間①及び②のうち結婚するまでの期間について、姉妹のうち私だけ保険料を納付していなかったとは考えられない。結婚後は、夫と共に国民年金に加入し、保険料は婦人会の集金で納付していたので、申立期間②のうち 56 年 12 月から 59 年 12 月までの納付についても調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は婚姻前の期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の父親は他界しているため、婚姻前の期間に係る国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 56 年 12 月に婚姻しており、婚姻後は申立人の夫と共に国民年金に加入したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、A 市において申立人の夫と連番で払い出されているが、当該記号番号は、その前後の被保険者の資格取得日等から判断して、60 年 1 月又は同年 2 月に払い出されたものとみられる上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人の国民年金加入手続は、同年 1 月又は同年 2 月に行われたと考えられる。

さらに、申立人の夫も、申立人と同様、昭和 59 年 12 月以前の国民年金加

入期間に係る国民年金保険料は未納となっている上、申立人及び申立人の夫共に、上記国民年金手帳記号番号により、60年1月以降の国民年金加入期間について、保険料を同日に現年度納付していることから、申立人は、同年1月又は同年2月に、申立人の夫と共に国民年金に加入し、同年1月の保険料から納付を開始したと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、現在所持している年金手帳について、婚姻前から所持していたものであるとしており、かつ、当該年金手帳の国民年金手帳記号番号欄や氏名欄に記載を修正した形跡が有ることに疑問があるともしているところ、当該年金手帳をみると、国民年金手帳記号番号欄の番号及び氏名欄の性別等に、記載が修正された形跡が確認できるものの、国民年金手帳記号番号のうち、記号については、A市を管轄するB社会保険事務所（当時）に設定された記号が押印されており、修正された形跡は無い上、番号についても、末尾の数字について修正されていることや、性別が修正されていることなどから判断すると、当該修正は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の夫に係る記号番号等を誤って記載したために行われた修正である可能性が高いと考えられ、申立人が、婚姻前から国民年金に加入していたことを裏付けるものであるとは言い難い。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1134

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 7 月から 56 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月から 56 年 9 月まで

自営業を始めるに当たり、銀行、国民金融公庫の融資が必要であったが、融資を受けるには、国民年金保険料を納付していることが条件だった。保険料はいつも夫の分と一緒に納付していたにもかかわらず、申立期間について、夫は納付済みであるのに、私は申請免除期間又は未納期間となっていることが不思議でならないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、オンライン記録において、申立期間のうち昭和 52 年 7 月から 54 年 3 月までの期間は国民年金保険料の申請免除期間となっているところ、申立人は、当該期間に係る保険料の免除申請手続きを行った記憶は無いとしているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）、A 市の国民年金被保険者名簿共に当該期間は申請免除期間となっており、当該期間が当時から申請免除期間であったことが確認でき、オンライン記録において当該期間が申請免除期間となっていることに不自然さは見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 53 年 5 月に A 市から B 市 C 区に転出し、それ以降は同区において国民年金保険料を納付していたとしているが、特殊台帳の住所変更記録欄をみると、A 市から B 市 C 区への住所変更年月日として「56. 6. 26」、同台帳の移管年月日として「56. 11. 10」と記載されており、56 年まで、特殊台帳が同区を管轄する社会保険事務所（当時）に移管されていなかった状況がうかがわれる上、同区の国民年金保険料収滞納一覧表においても、申立人が A 市に転出する以前の昭和 49 年度に係る納付記録及び 57 年

度の申請免除記録はあるものの、53年度から56年度までについての納付記録は無く、これらの状況から判断すると、申立期間のうち、53年5月から56年9月までの期間について、B市C区において申立人に係る国民年金保険料の収納が行われていたとは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から5年3月までの期間、6年4月から8年6月までの期間、同年9月から10年10月までの期間及び同年12月から13年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月から5年3月まで
② 平成6年4月から8年6月まで
③ 平成8年9月から10年10月まで
④ 平成10年12月から13年9月まで

申立期間①から③までの期間については、母親が、国民年金保険料の納付書が送られてきた時に支払っていた。申立期間④については、平成14年1月頃、祖母から、当該期間に係る保険料として、40万円から50万円くらいをもらい、すぐにA市役所の国民年金担当窓口に行き支払いをした。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人又は申立人の母親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立期間①から③までの期間について、申立人自身は国民年金保険料納付に直接関与しておらず、保険料納付を行っていたとする申立人の母親に聴取したものの、当該期間に係る保険料納付方法等についての具体的な供述を得ることはできず、納付状況が不明である。

さらに、申立期間④について、申立人は、A市から当該期間に係る国民年金保険料の納付書が送られてきたため、他界した申立人の祖母から必要な金額を受け取り、平成14年1月頃に同市の国民年金担当窓口でまとめて保険料を納付したとしているが、その時点では、申立期間④のうち10年12月から11年11月までの期間は時効により保険料を納付できない期間であり、当該期間に係る納付書を作成することはできない上、同年12月から13年3月ま

での期間についても、過年度保険料として納付することとなる期間であるが、同市においては、当時、過年度保険料を市の国民年金担当窓口で納付することはできなかったとしており、14年1月頃に、申立期間④に係る保険料をまとめて納付したとする供述に不合理な点がみられる。

加えて、申立期間は長期間かつ複数回に及んでおり、これほど長期にわたり行政側の事務処理に過誤が生じたとは考え難い上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらず、ほかに国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1136

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 10 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 10 月から 54 年 10 月まで
義父が、私と夫の将来のことを思い、私たち夫婦の国民年金の付加年金の加入手続を行ってくれた。私と夫は同時に付加年金に加入したのに、申立期間について、私の付加年金加入記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、国民年金の付加年金加入手続及び付加保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたとする申立人の義父は他界しているため、付加年金の加入手続及び付加保険料納付の状況が不明である。

また、申立人が、その義父が同時に付加年金加入手続を行ったとする申立人の夫は、昭和 53 年 10 月 12 日に付加年金に加入しているが、申立人については、申立人に係る国民年金被保険者台帳（特殊台帳）及びA町の国民年金被保険者名簿共に、付加年金加入年月日として 54 年 11 月 8 日と記載されており、オンライン記録とも一致している上、付加年金は、加入手続が行われた日が加入年月日となることから、申立人の付加年金加入手続は、同年同月に行われたと考えられる。

さらに、上記の申立人に係る国民年金被保険者名簿の検認記録欄をみると、昭和 54 年度について、国民年金保険料を昭和 54 年 4 月 17 日に前納したことを示す印が押された上で、同年 11 月から 55 年 3 月までについて「附」の印が押されているところ、そこに記載されている国民年金保険料額は、付加保険料を含まない前納保険料額と一致している上、摘要欄には「54. 11. 12 2,000 円入り 付加分のみ (54/11~55/3)」と、54 年 11 月から 55 年 3 月までの期間に係る付加保険料が 54 年 11 月に納付されたものであることを

示す記載があり、これらの記載から、申立人が、54年度について、当初、定額保険料に係る前納を行い、その後、54年11月から55年3月までの期間について付加保険料を納付している状況がうかがわれ、こうした納付状況からも、申立人が54年11月に付加年金に加入していることに不自然な点は見受けられない。

加えて、申立期間について、付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

三重国民年金 事案 1137

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月から 61 年 3 月まで

結婚後、夫は、「20 歳の学生だった時期から勤めるまでの間の国民年金保険料に未納は無い。」と、よく言っていた。夫が自ら国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたのか、夫の両親が加入手続や保険料納付をしてくれていたのか分からないが、納付していたはずなので調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の妻は、国民年金加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、それらを行っていたのが申立人であるのか、申立人の両親であるのか不明であるとしているため、申立人の母親に聴取したところ、「申立期間について、息子はA市に住んでいたが、住民登録はB町の実家に有していた。」としており、実際に、戸籍の附票から、申立人が、申立期間についてB町に住民登録を有していることが確認できることから、A市において国民年金に加入し、保険料を納付することはできない上、申立人の母親は、申立期間当時、B町において申立人の国民年金加入手続や保険料納付を行った記憶は無いと述べている。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の被保険者の資格取得日等から判断して、昭和 63 年 4 月頃に払い出されたものとみられることから、申立人の国民年金加入手続は、その頃行われたと考えられる上、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 4 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から 53 年 6 月まで
国民年金には、昭和 48 年頃、私が 27 歳の時に、近所の友人に勧められたので、その友人に加入手続をしてもらった。それ以降、国民年金保険料を納めてきたのに、申立期間の納付記録が無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与しておらず、加入手続を行ったとする申立人の友人も他界しているほか、申立人は、保険料納付についての具体的な記憶も無く、国民年金の加入状況及び保険料納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 48 年頃に友人から勧められたことを契機として国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、53 年 7 月 18 日に任意加入被保険者として払い出されており、任意加入については、資格取得の届出が行われた時点から被保険者資格を取得するものであることから、申立人の国民年金加入手続は同年同月に行われたと考えられ、申立期間は国民年金の未加入期間となっている上、申立期間について別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が現在所持し、このほかに所持した記憶は無いとする年金手帳にも、国民年金の初めて被保険者となった日として昭和 53 年 7 月 18 日と記載されており、オンライン記録とも一致している。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年11月まで

20歳になった時、私は学生だったため、父親が、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料も納付してくれていた。兄や姉も20歳から国民年金に加入し、父親に保険料を納付してもらっていたと思う。昭和47年12月に就職し、厚生年金保険に加入した時、国民年金手帳を会社に提出したと思うが、退職時にその年金手帳を返してもらわなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、それらを行ったとする申立人の父親も他界しているため、国民年金の加入手続及び保険料納付の状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳に到達した際に、その父親が国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に任意加入被保険者として払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続はその頃行われたものと考えられる上、当該記号番号に係る国民年金被保険者資格取得年月日は同年同月26日となっており、申立期間は国民年金の未加入期間となっているほか、申立期間について、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が、自身と同様に、その父親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄及び申立人の姉については、両者とも20歳到達月以降、国民年金加入期間について保険料を全て納付済みであるものの、共に20歳到達時点で国民年金の強制加入対象であったと考えられ、20歳到達時点で国民

年金の任意加入対象となる学生であった申立人とは状況が異なっている上、実際に、両者とも20歳到達月から強制加入により国民年金被保険者資格を取得していることから、申立人の兄及び申立人の姉の納付状況が、必ずしも申立期間の保険料納付を裏付けるものであるとは言い難い。

このほか、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月 8 日から 40 年 7 月 16 日まで
② 昭和 41 年 3 月 18 日から同年 10 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 11 月 30 日から 43 年 11 月 1 日まで

申立期間①はA社、申立期間②はB社、申立期間③はC社で調理の仕事をしていた。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚(申立人が記憶する同僚を含む。)に照会したところ、申立人のことを記憶している旨の供述が得られたものの、当該同僚のうち、昭和 39 年 10 月に同社の厚生年金保険被保険者資格を喪失している同僚から、「申立人は自分より先に退職したと思う。」との供述が得られた。

また、A社から提出された昭和 38 年度の待遇調書には申立人の氏名が記載されているが、39 年度及び 40 年度と同調書に申立人の氏名が記載されていない上、申立人の申立期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、同社に照会したところ、同調書のほかには当時の資料が残っていないため不明であるとの回答があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、B社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、退職時期は特定できないものの昭和 39 年 11 月の開業時から申立人が当該期間において、同社に勤務していた旨の供述が得られた。

しかしながら、上記同僚からは、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、オンライン記録によると、B社は、昭和 41 年 4 月 1 日に厚生年金保

険の適用事業所に該当しなくなっているため、申立期間②のうち、同日以降について同社は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、当時の事業主は他界しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることができなかった。

加えて、B社における申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の健康保険被保険者証が昭和41年3月24日に返納されていることが確認できる。

申立期間③について、C社において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚（申立人が記憶する元上司を含む。）に照会したところ、「申立人がいたことは覚えているが、勤務した時期は覚えていない。私が辞めた昭和43年4月にはいなかったと思う。」との供述があったものの、他の同僚はいずれも申立人を覚えておらず、申立人の勤務期間及び厚生年金保険の適用状況等について確認できる供述を得ることはできなかった。

また、C社については、法務局に照会したところ、同事業所の法人登記簿は見当たらないとの回答があった上、事業所名簿から判明した元事業主の氏名をオンライン記録により検索をしたものの該当が無く、役員等の連絡先も不明であるため、申立人の申立期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1859 (事案 249 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 16 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月 16 日から 41 年 4 月 15 日まで
③ 昭和 41 年 11 月 16 日から 42 年 4 月 15 日まで
④ 昭和 42 年 11 月 16 日から 43 年 4 月 15 日まで

昭和 39 年 11 月から 43 年 4 月にかけて、毎年、11 月から 4 月までの 5 か月間ずつ A 市の B 社 (現在は、C 社) に勤務した。給与明細書等は残っていないが、保険料は引かれていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、前回、i) 社会保険事務所 (当時) が保管している B 社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の原票は無く、記載内容に不合理な点は見られないこと、ii) 申立人と同様に季節労働者であったとする同僚一人についても、申立期間における厚生年金保険被保険者記録は無いこと、iii) 申立人の申立期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について C 社及び複数の同僚 (申立人の記憶する同僚を含む。) に聴取しても、申立てに係る事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iv) 昭和 40 年 5 月から 43 年 10 月までの国民年金保険料が D 県で現年度納付されていること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 12 月 26 日付けの年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たに同じ季節労働者であった同僚 2 人の名前を挙げているが、いずれも B 社において厚生年金保険被保険者記録は確認できず連絡先も不明のため、申立人の厚生年金保険の適用状況等についての供述を得る

ことはできなかった。

また、申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者であった複数の同僚に照会したところ、いずれも申立人を記憶しているものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について供述を得ることはできなかった。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1860 (事案 1637 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 16 日から同年 7 月 29 日まで

給与所得の支払者であるA事業所が発行した昭和 41 年分給与所得の源泉徴収票に同年 5 月 16 日に就職してから同年 7 月 29 日までと共済年金加入の同年 7 月 30 日から同年 12 月までの社会保険料の合計が記載されているため、再度申し立てる。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) B社から提出された辞令簿の写し及び申立人から提出された人事記録の写しにより、申立人が申立期間の始期である昭和 41 年 5 月 16 日に臨時補充員としてC事業所に採用後、D事業所で勤務し、同年 7 月 5 日からはE事業所兼務となり、申立期間の終期まで継続勤務していたことは確認できるものの、申立人は、「D事業所の職員数は4人であった。」と供述しており、申立期間当時、国の事業所で常時5人以上の従業員を使用するものが厚生年金保険の適用事業所となることから、当該事業所は厚生年金保険の適用を受ける必要の無い事業所であったと考えられる上、オンライン記録によると、D事業所は、厚生年金保険の適用事業所として確認することができないこと、ii) 申立人は、「D事業所の給与計算はA事業所が行っていた。」と供述しているところ、申立期間に係るA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の被保険者原票は無いこと、iii) 申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与証明書等の資料を所持していない上、D事業所の上部組織であるB社F支社は、当時の賃金台帳等の関係資料を保存していないと回答していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 6 月 2 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和41年分給与所得の源泉徴収票の写しを提出し、そこには、同年5月16日に就職し、A事業所から給与が支払われ、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたと主張している。

しかしながら、当該源泉徴収票に記載されている社会保険料の金額は、申立期間の後の昭和41年7月分から同年12月分までの共済組合に係る保険料控除額の合計額と一致している。

したがって、新たな事情を調査しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。